

第 19 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日（木）午前10時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 岩下 慎二 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	それでは皆様、改めましておはようございます。総会に先立ちましてご報告申し上げます。委員総数19名、本日の出席委員19名で、本日の総会が成立したことをご報告いたします。では早速、第19回の南阿蘇村農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶申し上げます。
会長	おはようございます。明けましておめでとうございます。また今年もよろしくお願ひします。忘年会でも言いましたように、任期も半分を迎えようとしております。農業委員と最適化ふたつありまして、いろいろな課題がありますけれども、もう半分になりました皆さん顔見知りになられたし、意見も言いやすいと思いますので、今後とも絶大なご協力をよろしくお願い致します。
議長	では、第19回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に1番島田豊委員、3番宇藤欣喜委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

	<p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字上東原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字山田原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字横田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他3筆 計4筆 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>以上3件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。
6番	農地法第3条の規定による許可申請について、1番につきまして6番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございますが、譲渡人の方につきましては今回■■■■を受け土地を所有されましたけども、■■■■に居住しておらず、また■■■■もないため、土地をもっている荒らしてしまうだけということで、隣に耕作されている譲受人の方がどうしても引き受けたいということで申請があがっております。農地法3条の売買でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
10番	議案第1号2番について、10番の佐藤が説明します。譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりでございます。譲受人が農園をされておきまして、規模拡大を図られております。大幅な規模拡大をしたいということで4、5年前から譲渡人と話し合いが持たれておりましたが、この度話し合いができてまして今回の申請となっております。所有権移転売買の申請があがっております。ご審議方よろしくお願ひします。
14番	議案第1号3番について、14番の村上が説明致します。譲渡人と譲受人は議案書記載のとおりでございます。内容としては譲渡人の方が■■■■したものの、遠くて農地の耕作ができないということで譲受人の方に売買です。所有権移転売買であがっております。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。
	(異議なし)
議長	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。
議長	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局	<p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の駄原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的クヌギ 植林となっております。</p> <p>番号2：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字田坪 ■■■番 ■■■ 地目 台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的農家住宅建設となっております。</p> <p>以上2件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
12番	<p>議案第2号1番につきまして12番の興呂木が説明致します。申請人はもう45年くら いら前に■■■の方に一家総出で引っ越されまして、申請人のお父さんが定年退職を機 にまた地元に戻ってこられまして、農業の経験は全然無い人でしたので、このままじゃ 土地が荒れるということで、何の許可もなくクヌギを十数年前に植えられました。それ でお父さんが亡くなられまして、息子さんが相続をされたときにクヌギが植えてある所 が畑であるということがわかりまして、山林に地目変更ができないかということでご相 談がありました。遺族も地元じゃなくして■■■在住ですので、こっちにおられないの で、そのままにしておれば土地が荒れるからどうにか山としてそのままクヌギを維持で きないかということで申請があがっております。始末書添付でございます。ご審議よろ しくお願いたします。</p>
15番	<p>4条の許可申請の2番の件について、15番の宮崎が説明致します。申請人、土地の 状況は記載のとおりです。申請人は前の地震災害において納屋、母屋ともに全壊しまし たので、この度新しく建て直すことになりましたが、以前あった宅地に亀裂が入ってい ましたので、家を建てる事ができないということで、今回申請されましたのでよろしく お願致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>では、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手 をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>

議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下西原 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的災害公営住宅 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下西原 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的災害公営住宅 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字中家鶴 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的太陽光発電施設 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>以上3件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
18番	<p>議案第3号番号1、2について18番の荒牧がご説明致します。この度2件の譲渡人と南阿蘇村との間で所有権移転の合意がなされ、8棟16戸の災害公営住宅が追加建設されることになりました。3月着工で11月に完成予定とのことです。申請土地は■■■前の■■■を挟んで東側、現在■■■の■■■の北に隣接する農地2筆です。■■■同様、計画実施においては協議調整されており、問題ないものと思われまますのでご審議よろしくお願ひいたします。</p>
14番	<p>議案第3号3番について、14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。内容としては太陽光発電ですが、隣接する農地と宅地の方には同意書をとっておりますので、何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお願ひします。転用所有権移転有償です。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議長	<p>では、採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1までから9番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p>

番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字南豆塚 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 賃借権設定3年です。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字高木 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定10年です。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字西の切 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外6筆計7筆 m² 賃借権設定5年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の長迫 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 賃借権設定3年です。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字浜尾鶴 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 賃借権設定5年となっております。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字局田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外3筆計4筆 m² 賃借権設定5年です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字田坪 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定3年です。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字糞子 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 農地中間管理事業特例事業売買となっております。

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字西古閑原 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 農地中間管理事業特例事業売買となっております。

以上、新規案件9件、再設定3件ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7番

議案第4号1番を7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりでございます。譲受人は新規就農をされておられまして、この度また新たに土地を借りて小作をするということで賃借権設定3年となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

4番

議案第4号2番について4番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡人が自身での耕作が難しくなったことで譲受人との契約になりました。賃借権設定10年です。ご審議よろしくお願ひ致します。

9番

3番につきまして9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。関係は親戚関係でございます。以前から譲受人の方が耕作はなされておりましたけれども、今回正式に賃借権設定5年ということで申請があがっております。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

11番

4番5番について11番の古澤が説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。4番については、譲渡人が高齢のためどうしてもお願ひしたいというこ

	<p>とで、両者の間で協議がなされ成立しております。賃借権設定3年です。</p> <p>5番については譲渡人がすでに亡くなっておられます。この度、譲受人の方が引き受けることになりましたが、亡くなっておられますために代理人との間で協議が成立しております。賃借権設定5年となっております。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
14番	<p>議案第4号の6番について14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方が、旦那さんが亡くなられて農地の維持管理ができないということで、譲受人の方にお願ひした次第でございます。賃借権設定5年です。よろしくお願ひします。</p>
15番	<p>番号7番の件を15番の宮崎が説明致します。譲渡人、譲受人、所在地は記載のとおりです。譲渡人は地震災害によって耕作ができないということで、この度3年間の賃借権設定を申請されましたのでよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>8番9番につきまして事務局よりご説明申し上げます。まず8番につきましてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりでございます。こちらは農地中間管理事業の特例事業の売買事業を使いまして、買い取り又今度認定農業者等に売り渡す案件でございます。こちらの場所につきましては、■■■■を渡りまして曲がりくねったところに■■■■が建っております。そちらの■■■■側にある農地となっております。こちらの方は反■■■■万での取り引きとなっております。</p> <p>9番につきましてご説明申し上げます。こちらも特例事業売買で公社が買い受けまして、また認定農業者等に売り渡す案件でございます。こちらの方は場所を言いますと■■■■■■■■■■のバイパス沿いの近くにある農地となっております。こちらは畑でございます。また売主様の方も買主と協議した結果、反当り■■■■万円での取引価格となっております。以上2件ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>では、採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、2月の総会の日程を決めたいと思います。2月10日が日曜日のため前か後ろかいかがでしょうか。</p>
議長	<p>農政課から要望がありまして、土づくり講習会の2回目を2月12日火曜日11時から1時間程度いただけないかということで提案がっておりますが、総会が10時からで間に合うか議案次第でわからないので、総会を2月12日9時半からでお願いしたいと思います。</p>

	<p>2月是最適化推進委員も合同になりますので、よろしく申し上げます。 他に事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からはいつもどおり毎月の活動記録簿の提出をお願いします。女性農業委員には別途通知をお配りしておりますのでお目通し願います。また女性委員の方は、総会終了後少し残っていただきますようお願いいたします。 事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に何もなければ、第19回南阿蘇村農業委員会を終了します。ありがとうございました。</p>

7. 閉会時刻 10時31分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

1番 島田 豊

3番 宇藤 欣喜